第4号議案

関西広域連合会計年度任用職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の 件

関西広域連合会計年度任用職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年3月2日提出

関西広域連合広域連合長 三日月 大 造

関西広域連合条例第 号

関西広域連合会計年度任用職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 関西広域連合会計年度任用職員の育児休業等に関する条例(令和元年関西広域連合条例第2号)の 一部を次のように改正する。

第10条の見出し中「期末手当等」を「期末手当」に改め、同条中「(以下「基準日」という。)」を削り、「の規定により準用する」を「において準用する会計年度任用職員給与条例第22条第1項の規定により期末手当の支給を受ける」に、「基準日以前」を「当該基準日以前」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(育児休業をしている会計年度任用職員の勤勉手当の支給)

第10条の2 会計年度任用職員給与条例第24条の2第1項に規定する基準日に育児休業をしている会計年度任用職員(会計年度任用職員給与条例第7条の2第1項において準用する会計年度任用職員給与条例第24条の2第1項の規定により勤勉手当の支給を受けるパートタイム会計年度任用職員を含み、別に定める者を除く。)のうち、当該基準日以前6月以内の期間において勤務した期間(別に定めるこれに相当する期間を含む。)がある会計年度任用職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

附則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。